

19世紀後半イギリスの墓地

—— ダービー市の自治体共同墓地における墓の利用 ——

久保洋一

はじめに

19世紀後半のイギリスでは自治体が共同墓地 (cemetery) を多数設置した。この設置は、1852年の改正首都埋葬法と53年の改正全国埋葬法（以下では埋葬法と略記）によって一気に進展した。自治体共同墓地は、埋葬法が制定される直前に相次いだ、都心にある、埋葬が停止された墓地の代替物であった⁽¹⁾。教会墓地を中心としたこれらの墓地は、都市人口の増加に併せて増えた死者の遺体を、その限度まで埋葬したため、埋葬を停止した。

自治体共同墓地に限らず、それに先行した民間による共同墓地も、共に都市の郊外に立地し、広大な敷地を有した。共同墓地の広大な敷地は、人口増加、埋葬停止墓地によって高まった墓地需要に対応するため、広い埋葬地が必要であるのに加えて、散策する公園としての利用を前提とした、庭園共同墓地 (garden cemetery) を実現するためであった⁽²⁾。共同墓地のうち自治体共同墓地を建設、運営したのは、自治体当局のなかの一部局である、埋葬委員会である。埋葬委員会は、埋葬法の規定によって、市、複数の教区、教区、分教区の当局によって設置された⁽³⁾。

本稿では、イギリス全域に設置された自治体共同墓地のうち、ダービー市に設置されたものを取り上げる。市の人口は、1851年のセンサスによると43,690人である⁽⁴⁾。埋葬委員会は、ダービー市を構成する7教区が連合して1853年に結成された。1851年のセンサスによる人口順に並べた、7教区の名称は以下になる。セント・ピーターが13,697人。セント・アークムンド(Alkmund)が11,918人。セント・ワーブルグ(Werburgh)が10,493人。オール・セイントスが4,396人。リトチャーチが1,720人。セント・ミカエルが1,036人。リトル・チェスターが430人である。人口は、最多のセント・ピーター教区の13,697人から、最少のリトル・チェスター教区の430人まで、かなりの開きがある。しかしこれらの7教区から均等に9人ずつ選出された、計63人が埋葬委員会の委員を構成した。これらの埋葬委員は定期的に会合を開催し、墓地の建設について議論を重ねた⁽⁵⁾。そして埋葬委員会は、55年5月にダービー市初の自治体共同墓地を市外のチャデスデン(Chaddesden)に開設した。

本稿では、埋葬委員会によって建設された自治体共同墓地における、墓の利用に着目する。自

自治体共同墓地に限らず共同墓地、さらには教会墓地に関しても、墓の利用に関する先行研究は見当たらない。19世紀のイギリスにおける墓に関する先行研究として、二つの焦点を指摘できる。まず、19世紀前半を中心に、遺体の過剰埋葬で埋葬の継続が困難になり、墓として利用ができなくなった墓地に関する研究である⁽⁶⁾。ここにおいては、公衆衛生改革の一環に、墓の問題が位置づけられる。次に、19世紀に相次いで建設された共同墓地に関する研究が挙げられる。先行研究では、民間によるものであれ、自治体によるものであれ、共同墓地がどのようにして建設されたのかを論じている⁽⁷⁾。いずれにしても、墓の利用に関する研究は不足している。何故このような状況が発生しているのか。墓が絶えず設置されている時期の墓地は、墓地としては問題なく運営されているため、史料上に記録が残りにくいと考えられる。そのため、墓の利用に関する研究を行うことが困難なのではないか。しかし、この間にこそ墓地は墓地として利用され、都市における埋葬の慣習が繰り返されている時期である。墓の利用への注目は、この墓地の通常時とも言うべき時期への注目に繋がる。

では、墓の利用、とりわけ自治体共同墓地での墓の利用について知るにはどのような手がかりがあるのか。手がかりとするのは、埋葬委員による議論である。前述したように、ダービー市の7教区から選出された埋葬委員は定期的集い、墓地の建設について議論を交わした。彼らは、墓地建設後も定期的に会合を開き、墓地の運営について議論を行った。この墓地の運営に関する埋葬委員による議論のなかで、墓の利用への言及がある。これを手がかりとする。

1 墓の種類

ダービー市の自治体共同墓地にはどのような種類の墓が設定されたのか。墓を利用するとしても、墓の種類が、まず決められる必要がある。墓地の開設を2ヶ月後に控えた1855年3月に、埋葬委員会は4種類の墓を設定した⁽⁸⁾。つまり、共同墓 (common grave)、指定墓地 (reserved grave space)、納体堂 (vault)、カタコンベ (catacomb) である。

カタコンベは、通常は地下に設置される⁽⁹⁾。しかし、ダービー市のこの墓地のカタコンベが地上と地下のどちらに設置されたのかは不明である。カタコンベはその内部を一定の区画、セル (cell) を単位として切り売りされる。カタコンベはいったん設置されると、拡張にしる、新設にせよ大かがりな工事が必要となるため、需要の増加への迅速な対応は困難である。従って設置されたカタコンベ内部のセルを売り切ると、販売終了となることが多い。ダービー市のこの墓地でも、カタコンベは、この限られた供給能力ゆえに、4種類の墓のうち、補助的な墓の扱いしか受けていない。

では主たる墓として位置付けられた共同墓、指定墓地、納体堂は、どのような墓であったのか。共同墓は他の墓と比べると、最も安価である。ひとつの墓に複数の遺体を埋葬できた。それらの遺体の間に、親族関係を前提としていない。利用者は一定期間だけ遺体を埋葬してもらった。指定墓地は個人の遺体、ないし親族関係にある複数の遺体を埋葬した。指定墓地の利用者は、一定

の広さの土地を購入し、そこに墓を建て、その地下に遺体を埋葬した。納体堂は、利用者が一定の広さの土地を購入し、墓を建てた。この建造物は家の概観をしばしば持ち、指定墓地とは異なり、その内部に遺体を収用した。

これらの3種類の墓は、地価順に5級に区分された埋葬地に重ね合わされるとともに、更に1等と2等に二分された。最も地価の安い5級の埋葬地には、最も安価な墓である、2等の共同墓である。利用者が払う料金は、「墓を作る (making)」実費のみである。埋葬は不規則なため、埋葬後の遺体を特定することは困難である。埋葬期間は少なくとも30年である⁽¹⁰⁾。続く4級の埋葬地には1等の共同墓である。料金は「6 シリング 6 ペンス」である。この額は地代の半額程度に相当する。残りは当局の負担である。2等の共同墓と異なり、「規則的な順番」で埋葬されたため、遺体を埋葬後も特定できた。ただし埋葬期間はやはり30年である。3級の埋葬地には2等の指定墓地である。利用者に「事務員」と「商人」を前提とした。自由保有権を埋葬委員会が売却するため、埋葬期間は限定されず、埋葬された遺体が掘り返されることはない。2級の埋葬地には1等の指定墓地と2等の納体堂である。共に自由保有権を売却する。1級の埋葬地には1等の納体堂である。やはり自由保有権を売却する。1等の納体堂の料金は、各地の共同墓地で通常請求される2等の納体堂の料金の平均額に近づけるように、埋葬委員会は調整した。

指定墓地と納体堂に関して、占有面積による3タイプの区分も埋葬委員会は設定した。つまり、9フィート×4フィート、9フィート×8フィート、後者を単位に2以上の自然数を掛けて拡大したものである。

料金はどうか。2等の指定墓地の場合、9フィート×4フィートの面積で1ポンド11 シリング 6 ペンス、9フィート×8フィートで3ポンド3 シリングである。9フィート×8フィートを単位に2以上の自然数を掛けて拡大したものは、基本部分と拡張部分に分けられる。つまり9フィート×8フィートの基本部分に3ポンド3 シリングが課され、さらに9フィート×8フィート拡張するごとに10 シリング 6 ペンスが加算された。基準額が上昇するものの、1等の指定墓地、2等と1等の納体堂でも、同様の方法で料金が設定された(表1、表2参照)。

表1 指定墓地の料金

面積 \ 等	2等	1等
9ft. × 4ft.	1l.11s.6d.	3l.3s.
9ft. × 8ft.	3l.3s.	6l.6s.
(9ft. × 8ft.) n	3l.3s. + 10s.6d. (n-1)	6l.6s. + 2l.2d. (n-1)

n は 2 以上の自然数。出典：Derby Mercury (14 March 1855), p.8, col. a から作成。

表2 納体堂の料金

面積 \ 等	2等	1等
9ft. × 4ft.	9l.9s.	14l.14s.
9ft. × 8ft.	18l.18s.	27l.6s.
(9ft. × 8ft.) n	18l.18s. + 2l.2s. (n-1)	27l.6s. + 3l.3s. (n-1)

n は 2 以上の自然数。出典：Derby Mercury (14 March 1855), p.8, col. a から作成。

占有面積に応じて、収用できる遺体数の上限も設定された。納体堂の場合、9フィート×4フィートは3人、9フィート×8フィートは6人、後者を単位に2以上の自然数を掛けて拡大したものは6人×自然数の人数である。ただし、指定墓地では、どのタイプの占有面積に関しても、遺体数の上限は設定されていない。墓の建立費用が埋葬委員会に支払う料金に含まれていた納体堂と異なり、指定墓地では墓の建立費用は購入者が別に払った。従って、埋葬される遺体数の上限を埋葬委員会が設定する必要はなかった。

こうして、ダービー市の自治体共同墓地における、墓の種類の基本的な体制が確立した。

2 新たな埋葬先の模索

墓の種類が定められ、墓の設置が進む。本章では、墓の設置が進み一定の限界に達して起こった出来事に注目する。この過程に注目することで、墓の利用状況と利用可能性が判明する。

19世紀のイギリスでは人口が増加した。特に都市人口は急速に増加したため、19世紀中葉には農村人口を上回った。ダービー市でも人口は、1851年に4,3960人、1866年に5,3000人、1881年に8,1000人へと増加した⁽¹¹⁾。人口が増加するにつれて死者数も増加した。埋葬される遺体が増加した結果、新たな問題が発生している、と69年5月の埋葬委員会の会合で報告された⁽¹²⁾。「我が共同墓地は急速に遺体の埋葬が進んでいる」と司会者のW・ウィストン・ジュニアが告げた。特に4級と5級の埋葬地における過密ぶりに、埋葬状況を記した地図を見た、多くの埋葬委員が驚きの声を上げた。具体的には「非聖別地では、5級があと数年は十分対応できる土地がある。しかし、4級では既に不足している。聖別地では、4級の埋葬地はもう直ぐ遺体で一杯になる。5級はさほど混み合っていない。しかし3級はとても過密している」⁽¹³⁾。共同墓地の埋葬地は聖別地と非聖別地に分けられた。聖別地は、国教会の主教による聖別式を経た、国教徒用の埋葬地である。聖別されていない埋葬地、つまり非聖別地には非国教徒が埋葬された⁽¹⁴⁾。この墓地は、1855年の開設から14年後の69年に、早くも遺体の埋葬能力が限界に達している。1850年代にも、都市の教会墓地を中心に、既存の多くの墓地が遺体を埋葬しきれなくなった。このときは、ダービー市も含め多くの都市で郊外に共同墓地が設置されることで、埋葬先を提供した。今回はどう

だったのか。

ダービー市の自治体共同墓地における各級の埋葬地の状況から、新たな埋葬地の早急な確保が必要であると判明した。そこで、この墓地に隣接したサー・ヘンリー・ウィルモットの所有地か、デボンシャー公の所有地かが購入できないか埋葬委員は議論した。より有力な候補地としてウィルモットの所有地が選ばれた。そこでウィルモットと交渉をする委員会が結成された。

交渉は順調に進んだ。4ヵ月後の9月の埋葬委員会の会合では、ウィルモットと埋葬委員会の双方が各種の条件で同意に到ったと判明した⁽¹⁵⁾。平行して行われていた、内務大臣への土地購入の認可申請に、内務大臣から許可が出たとも報告された。

しかし、埋葬委員会に埋葬委員を出している7教区で、埋葬委員会から申請があった土地購入の認否が分かれた。オール・セイントス教区会では以下の決議が可決した。

「本会は、ノッティンガム・ロード共同墓地に今後数年は埋葬を目的とした十分な土地があると考えているため、この共同墓地を拡張するための申請を認可しない。内務大臣は、埋葬目的に利用できるよう、4級と5級の埋葬地にある墓と墓の間の土地を使う許可を与えられたい。同様に、それらの埋葬地で各墓が占める用地を、子供の墓用に幾つかの用地に細分する許可を与えられたい」。

ノッティンガム・ロード共同墓地とは、本稿で対象としている墓地のことである。墓地に隣接した道の名称をとった呼称である。土地購入申請を認可しなかった、この決議と同様のものが、セント・アークムンド、セント・マイケル、リトル・チェスターの3つの教区会でも採用された。これらの教区会とは異なり、セント・ピーターとリトチャーチの両教区会は申請を認可した。残るセント・ワーブルグ教区会はこの9月の会合の時点では、まだ態度を明らかにしていない。

7教区の教区会の判断を受けて、埋葬委員会は難局に立たされた。7教区のうち4教区という多数派を占める教区が、土地購入申請を認可しなかったことは、土地購入の交渉継続を停止に追い込んだ。しかしながら、遺体の埋葬は続くため、何らかの方法で埋葬先を確保する必要があった。今回の会合では、埋葬先確保の様々な選択肢に埋葬委員が言及する。これらの選択肢に関する議論から、墓の利用状況と利用可能性が判明する。

埋葬先を確保する選択肢としてまず言及されたのは、転用案である。これは、埋葬地に墓の設置が不可能な級に、可能な級の埋葬地に転用する案である。議論のなかでは、墓を設置できる用地がある、最上級の1級の埋葬地を、3級、4級の埋葬地に転用することに司会者のウイストンが言及した。しかし彼は、この転用は「一時凌ぎである。というのは、1級の利用できる埋葬地はとて僅かだからだ」、と転用予定地が狭いことを問題にした。埋葬地の転用は、各級における販売契約の違反に繋がることも別な埋葬委員が指摘した。大きな方針としては、「我々は土地を一定の条件で高価な値段で販売した。この条件に反する権利はない」。つまり、上級の埋葬地を、下級の埋葬地に設定し直すことで、同じ土地なのに購入価格を安価に再設定することを問題視し

たのである。別な契約上の問題も他の埋葬委員が指摘した。埋葬委員会は4級、5級の利用者から料金を受け取った。「しかし、彼らは自由保有権保有者ではない」。これに対して、1級、2級、3級の料金を払った者は自由保有権保有者であった。つまり、1級、2級、3級の埋葬地では埋葬委員会が自由保有権を売却したため、その利用者は購入地の永続的な所持を認められていた。しかし転用によって、購入時の環境が維持されなくなることに複数の埋葬委員が危機感を表明した。

転用案に続いて挙げるのは追加埋葬案である。これは、墓の設置が困難な級の埋葬地にある、既に遺体が埋葬された墓に、別な遺体を追加して埋葬する案である。ではどのような墓に、誰を追加埋葬することができたのか。会合に同席していた事務員が関係する規則を紹介した。「壁に囲まれていない墓は、12才以上の遺体なら、埋葬後14年以内、12才未満の遺体なら、埋葬後8年以内は開けてはならない。ただし、家族の追加埋葬は別である」。「壁に囲まれていない墓」とは、地中に遺体を埋葬する墓のことである。これに納体堂、カタコンベは含まれない。この埋葬墓であれば、一定期間後に埋葬委員会が墓を開け、追加埋葬ができた。ただし埋葬墓であっても、全ての墓で可能であったわけではない。自由保有権を売却している、2級の一部の墓と、3級の全ての墓、つまり指定墓地に追加埋葬できなかった。できたのは故人の家族だけである。したがって埋葬委員会が追加埋葬できたのは、4級、5級の墓、すなわち共同墓で、かつ故人の死亡時の年齢が12才以上なら埋葬から15年以上の墓、12才未満なら9年以上の墓だけであった⁽¹⁶⁾。共同墓における共同性が、埋葬委員会による追加埋葬を認めていると言える。

このように一定の条件下なら埋葬委員会が墓を開け、追加埋葬が可能だった。しかし、埋葬から「14年が経過した貧しき者の墓を開けられるのに、富者の墓には敬意を払っていると貧しき者が気付いたら、ひどく怒るだろう」と追加埋葬の実施に懸念が示された。規則を盾に、貧しき者の墓は開けて、追加埋葬をするのに対して、富者の墓は開けずに済ますことは差別であり、反発を招くと危惧したのである。実際、同様の問題で、マンチェスターでは「あわや騒擾」の危機を経験した。したがってせいぜい、「14年が経過して、故人の埋葬が友人の墓に追加してなされるなら、私は納得する。しかし、知らない人の墓に、見境無く埋葬したくはない」、というある埋葬委員の見解が現実的な追加埋葬であろう。このように故人に無関係な第三者を、埋葬委員会が追加埋葬するには抵抗が大きかった。

転用案、追加埋葬案に続いて埋葬委員が議論したのは、新設案である。これは、墓と墓の間に新たに墓を設ける案である。この新設案を提案したのはE・コランベル(Collumbell)である。彼は、ダービー市の自治体共同墓地を拡張するための土地購入申請を認めなかった、セント・アークムンド教区から選出された埋葬委員であった。この状況を踏まえてコランベルは発言した。土地購入を認めなかったからといって「セント・アークムンド教区会が事情を知らないと考えるべきでない」。セント・アークムンド教区の「名誉ある補助事務員として私は、会合を告知する広報紙を印刷してもらった」。セント・アークムンド教区の関係者が集まり、土地購入について議論した会合には、「14人ないし、15人もの参加があった」。「その会合で全ての事情を検討した。余りにも広い用地が墓用に占有されているという見解に到った。というのも、ひとつの墓に幅4

フィート、長さ9フィートの用地を充てているのに気付いたからだ」。これは、実際の遺体の幅を2フィートとしたら、遺体の「両側に丸2フィートの余地を残す」ことになる。しかも実際に「埋葬される遺体の3分の2は幅2フィートに達しない」。だから埋葬されている遺体と遺体の間には、2フィート以上の余地があると言える。これらの遺体の幅の事情に加えて、横たえて埋葬された遺体の頭上と足下にも余地がある。遺体の「頭上と足下には、3フィートの余地がある」。つまり、ひとつの遺体に充てられている長さ9フィートは、遺体の身長を6フィートとした場合、1.5フィートずつの余地を頭上と足下に残すことになる。したがって二つの遺体の間には、3フィートずつの余地が残るのである。ここでも、遺体の身長が6フィートに達することは少ない。だから3フィート以上の余地が残ろう。こうして理念上は、遺体の両側には2フィート以上、頭上と足下にも3フィート以上の余地が残る計算になる。しかも「遺体の3分の1は5才以下の子供のものである」。それなのに「子供は大人と同様のスペースを占有している」。このことも遺体の四方に余地をさらに残すのに寄与する。ただし、実際は墓に接した道があるため、四方に遺体があることは少ない。しかしながら道を含んでも、かなりの余地を抱えていること変わりはない。

これらの余地に墓を新設することを、コランベルは要求した。さらにこの活用によって、「2、3年間拡張を延期でき、2千ポンドの節約ができる」と見積もった。この新設案に関して、墓堀人の見解を聴くため、会合はいったん休会となった。

4日後の9月13日に再開された会合で、墓堀人は調査結果を報告すると共に、証言をした⁽¹⁷⁾。9月11日に実施した現地調査で墓堀人は、運河に近い埋葬地と、高台にある埋葬地を選び、それぞれ穴を掘った。穴の両脇にある墓に納められた棺と棺の距離は、ひとつの穴が2フィート10インチと、もうひとつの穴は2フィート4インチであった。この距離のうち、埋葬時に掘られなかった部分の幅は1フィート9インチと1フィート10インチである。墓堀人は予定している二つの穴と、両脇の墓を掘り返した。運河に近い埋葬地では、掘り出された「棺は埋葬された日と同様にしっかりしていた」。「これは、運河が近く、土が水分を含んでいるため」であった。こちらの埋葬地では、墓と墓の間に墓を新設するため、穴を掘れるようだった。一方、高台にある埋葬地では、掘り出された「棺は壊れ出していた。というのは、墓が幾分か高い場所にあり、土がとても乾燥していたからだ」。しかも、墓堀人は墓と墓の間の土を全て掘り返せなかった。以前掘り返された土が崩れ出さないように、少し土を残したからだ。つまり、高台にある埋葬地では、土壌の問題から、棺の保存状況が悪く、土も崩れやすかった。そのため、墓と墓の間に新たに墓を設けるため、土を掘り返すことは困難であった。

同じ墓堀人は調査結果に続いて、これまでの墓堀の経験に関する証言もした。これまで掘ってきた墓に関して、「平均した墓自体の幅は2フィート2インチであった」。だから「墓と墓の間の土地に埋葬するのは困難と判断した。理由は、もし2フィート2インチ幅の墓を新たに掘ったら、両脇の墓に必ずぶつかるからだ」。より小さくて済む「子供用の墓を掘る場合でも、墓を、棺に必要な場合よりかなり大きくする必要がある」。というのは「墓が小さな棺を納めるだけの大きさしかなければ、墓穴で立つことも、土を掘り出すこともできない」からだ。この問題を避ける

べく、墓が子供一人の場合より大きい、「二人の子供を、墓の間の土地に埋葬しようとしても、先に置かれた子供の棺が、もう一人の子供の墓を掘るためには、常に邪魔になる」ため、埋葬作業は困難であった。

墓堀人による調査結果と証言を聞いた司会者のウイストンは「墓と墓との間の土地に埋葬することは不可能であるようだ」と答えた。他の埋葬委員達も同様であった。そこで埋葬委員達は新設案を諦め、転用案、追加埋葬案、土地購入案のいずれを選択すべきか議論をした。

W・グリフィス牧師は、追加埋葬の実施は「この都市にこれまでで最大の動揺をもたらす」と危惧した。しかし今、何も対策を執らなくても「5年後には、追加埋葬が共同墓地の拡張かを実施しなければならない」。それなら、「今回の共同墓地を拡張する絶好の好機」を逃さないほうが良い。「この新しい土地を購入したら、そこが遺体で一杯になる前に、現在の共同墓地に埋葬されている故人を知っている世代の人々は亡くなるので、彼らは、追加埋葬が実施されても気分を害すことは無いだろう。しかもそのときには、埋葬以来かなりの時間が過ぎているので、遺体の分解は完了しているだろう」。この牧師の考えは、土地購入案と追加埋葬案の併用案である。グリフィス牧師以外の埋葬委員も、直ぐ追加埋葬を行うことは、存命中の関係者から怒りを招くと主張したため、土地購入案が支持を受けだした。

しかし、リトチャーチ教区から選出された埋葬委員J・アースキン・クラーク牧師は土地購入に反対した。その理由として、「自分と自分の教区民が住む教区から拡張予定地が非常に遠方である」ことを上げた。クラーク牧師は、リトチャーチの教区会でも同様の反対理由に言及していた。教区牧師としての彼は、教区民を長らく埋葬してきた教区教会墓地での埋葬が停止されたため、その責任から、教区民の埋葬がより近くで実施できるように配慮を求めたのだろう。土地購入案に代えて、クラーク牧師は二つの案を示した。ひとつは、「かなりの余地がある」1級の埋葬地を他の級の埋葬地に充てる、転用案である。もうひとつは、「様々な級の埋葬地を利用すれば、来る5年分の埋葬には対応できる」という事務員の指摘に現在は従い、5年後に「最も便利な場所に手頃な土地を入手する」、という土地購入案である。

クラーク牧師の反対にも関わらず、司会のウイストンは現在交渉中の「アルヴァストーンより近い土地をこの町のリトチャーチ側には確保できない」と答えて、交渉中の土地アルヴァストーンがリトチャーチ教区にとって最も近い場所であると応じた。そしてウイストンは提議した。「本会は、ノッティンガム・ロード共同墓地がサー・ヘンリー・ウィルモットから20エーカー、1ロッド、10パーチの土地を購入して拡張されることを望む。各教区会は土地購入問題を再考するよう要求されることを望む」。提議は成立し、各教区会に事情を説明する代表団が任命された。

各教区会からの返答が明らかになったのは、翌月の10月末に開かれた埋葬委員会の会合だった⁽¹⁸⁾。代表団による説得にも関わらず、7教区のうち多数派を占める教区が購入申請をまた認可しなかった。その結果、埋葬委員会は土地購入を、9月初めに続き、断念した。教区会の土地購入反対への決意は堅いと言える。

3 新たな埋葬先の発見

ダービー市の自治体共同墓地を拡張するための土地購入申請が二度も拒否された埋葬委員会は、難局に陥った。ここで事態の打開に努めたのがコランベルである。彼は、埋葬委員会の9月初めの会合でも、墓と墓の間に墓を設ける新設案を提言していた。しかしこの時は、この新設案を、墓堀人による調査結果と証言を受けて、埋葬委員会が実施困難とみなし、採用しなかった。この失敗にも関わらず、コランベルは、土地購入申請が再び認可されなかったと判明した10月末の会合で、新設案を再度提言した⁽¹⁹⁾。新設案にほぼ自信があったようだ。彼は、新設案に加えて、今回は子供用の墓転用案も提言した。子供用の墓転用案とは、まだ遺体が埋葬されていない「3,000の墓の用地を1級の埋葬地から取り出し、子供用の墓に転用する」案である。ただし、現在は大人と同じである、子供用の墓の用地を、内務大臣に許可をもらって、「9フィート×4フィート」から「6フィート×3フィート」へと、面積を半減させた上で、設置する。これにより、「大人3,000人分ではなく、子供6,000人分の墓を埋葬地に確保できる」。これによって、過去15年と同様のペースなら、墓が未設置の用地と併せて、少なくともこれから15年分の子供の墓が確保できる。この案を採用しても、「過去の経験から、大人の埋葬には十分な埋葬地を各級は有している」。一部の墓の個数を2倍にするこの方法を、コランベルは強く押した。

新設案と子供用の墓転用案から成るコランベル新案には、幾つかの反対があった。しかし、どれもコランベル新案に対する有力な反対案とはならなかった。土地購入申請に多くの教会会から二度も不認可を突き付けられたことから、埋葬委員会は他に有力な選択肢を持たなかった。

そこでコランベル新案を進める以下の提議が成立した。

「コランベル氏が、ノッティンガム・ロード共同墓地に現存している墓と墓の間の土地に埋葬をするという計画を、本会合に提出したため、ある委員会が任命されるよう決議する。その委員会は、同案を検討する。次いで、1級と2級の埋葬地が他の級の埋葬地に転用できるのか、またどこを転用できるのか検討する。さらに今後の埋葬委員会の会合にレポートを提出する」。

委員会の委員には7教区2名ずつ計14人が就任した。

委員会は69年12月の埋葬委員会の会合にレポートを提出した⁽²⁰⁾。しかしその内容が、コランベル新案の内容と完全に対応しているわけではなかった。委員会として独自の考えがあったようだ。レポートは内容から三分できる。

レポートでまず取り上げられたのは、子供用の墓新設案である。子供用の墓に関して、コランベルは大人の墓の用地面積を半減させ、墓の個数を二倍にする案である、子供用の墓転用案を示していた。この案と、レポートで提示された、子供用の墓新設案とは異なる。既に新設案については、大人用の墓だけでなく、子供用の墓でも、墓堀人の調査結果と証言から、実施困難との判

断を埋葬委員会は示していた。しかしレポートを作成した委員会は、4級と5級の埋葬地にて、既設の墓の間に、13才未満の子供用の墓を新設できるかどうか実地調査した。子供の墓は遺体の幅の違いから、9才未満と、9才以上13才未満に分けられた。新設すると既設の墓との間に、9才未満の場合、9インチから10インチの余地が残り、9才以上13才未満の場合、5インチから8インチの余地が残った。この結果から、委員会はこの子供用の墓新設案が実施可能と考えた。さらに委員会は、この案が既設の墓とどう関わってくるかも予測した。4級と5級の埋葬地の埋葬状況は表3になる。

表3 埋葬数 (1855年5月～1869年9月30日)

種別 \ 級	4級	5級	計
聖別地	6,963	4,427	11,390
非聖別地	2,043	852	2,895
計	9,006	5,279	14,285

出典：Derby Mercury (15 Decembere 1869), p.2, col. d から作成。

4級と5級における既設の墓の間の土地の数は、ほぼこれらの埋葬数に等しい。だから埋葬数の分だけ、子供用の墓を新設できるとの予測が立つ。13才未満の子供の埋葬は、1868年7月1日から69年6月30日までの1年で、聖別地に636件、非聖別地で206件あった。これを、墓地開設から現在までの、14年5ヶ月に換算すると12,110件となる。これは全埋葬数14,285件の3分の2強を占める。つまり、これまでと同様のペースであれば、少なくとも今後14年5ヶ月は、13才未満の子供の墓を、4級と5級における既設の墓の間に新設できる見通しが立つ。

子供用の墓新設案に続いてレポートが取り上げるのは、転用案である。そこでは1級、2級、3級の埋葬地を他の級に転用する可能性が探られた。

埋葬地のうち聖別地に関して、「1級には2,200余りの墓を建てる用地がある」。開設以来、「1年に1件の割合で売却されてきた」ため、現在は14ないし15の墓が建立されたことになる。以後同様に「2級には、2,700の墓の用地がある」。「1年に20件の割合で売却されてきた」ため、現在は約300の墓が建立されている。「3級には3,000の墓の用地がある」。「1年に29件の割合で売却されてきた」ため、現在は約430の墓が建立されている(表4参照)。

表4 聖別地における墓の設置状況

墓の設置 \ 級	1級	2級	3級
未設	2200	2,700	3,000
既設	14か15	約300	約430

出典：Derby Mercury (15 Decembere 1869), p.2, col. d から作成。

1級、2級、3級の埋葬地で、墓が設置されていない多くの用地があるため、「かなりの埋葬地が4級、5級に転用できる」。

聖別地に続いてレポートは、「非聖別地に関して、1級、2級、3級の埋葬地は僅かな変更をするだけで、現状を維持すべし」との考えを示した。非聖別地は、聖別地ほど上級の埋葬地が余っているわけではない。変更すべき事例としては、「3級の埋葬地に現状より多くの土地を充てる」ことで、拡張するよう提案した。

転用案を採用した上で、今後設置できる大人の墓の個数を見積もった(表5参照)⁽²¹⁾。

表5 大人の墓の設置可能予測

種別 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
聖別地	976	1,199	1,961	3,413 (4,5級併せて)	
非聖別地	371	763	613	766	430

出典：Derby Mercury (15 Decembere 1869), p.2, col. d から作成。

転用案に続いてレポートは、整備による墓の用地創出、つまり整備案にも言及する。カタコンベ周囲の整備で、1,500の墓の用地が確保できると見積もった。そのうち1,100を聖別地に、400を非聖別地に充てる。植物を植えている場所の整備でも1,700の墓の用地が確保できるとした。そのうち、1,200を聖別地に、500を非聖別地に充てる。

これらの三つの案、つまり子供用の墓新設案、転用案、整備案の全てを採用して確保した墓の用地を、これまでの埋葬ペースを基に、何年分の需要に対応できるかもレポートを作成した委員会は予測した。子供の墓は、1868年7月1日から69年6月30日までの1年のペースなら、確保した墓の用地で18年から20年分に相当する。大人の墓は、同様のペースなら、確保した墓の用地で12年分に相当する。以上がレポートの要旨である。

レポートの提案を受けた埋葬委員会は、慎重を期するため、その内容を理解する十分な用意が必要であると考えた。レポートは印刷され、埋葬委員に配布されることになった。地元新聞にも掲載されるため、地元住民の注意を喚起することも期待された。本格的な議論は次回の会合に持

ち越された。

レポートが提出された12月の会合の翌月には、レポートの提案を検討する会合が開催された⁽²²⁾。12月から1月にかけて、埋葬委員はレポートの内容を各自で検討したようだ。では40人近くもの多くの埋葬委員が参加した1月の会合で、彼らは何を議論したのか。会合で埋葬委員は、レポートの三つの提案、つまり、子供用の墓新設案、転用案、整備案にそれぞれ対応した議論をした。

子供用の墓新設案に関しては幾つかの点から反対が上がった。しかしこれらの反対はいずれも、埋葬委員会の決議として採用されるほど、大きな潮流とならなかった。今回のレポートが作成されるきっかけを作ったコランベルは、子供用の墓新設案の利点を強調した。彼は、その案が、既存の墓の関係者の「繊細な思いを傷つけずに実施できる」と主張した。しかも、その実施は「15エーカーの土地取得に匹敵する」。「これは購入額に勘案すると約7,500ポンドに相当する」、と案の意義を力説した。埋葬委員による採決で、賛成19人、反対15人の結果が示されたため、子供用の墓新設案は成立した。

聖別地を中心とした転用案についてはどうだったか。埋葬委員のチャドフィールドは1級、2級、3級の埋葬地はいずれも、レポートに記された数値の1.5倍ほどの墓が建立されている、とレポートの事実誤認を指摘した。しかも埋葬委員会は、1エーカー当たり、4級の埋葬地を423ポンドで販売したのに対して、3級を1,847ポンド、2級を3,695ポンド、1級を17,786ポンドもの高値で販売した。拡張用の土地は1エーカー当たり、330ポンドの購入額を想定した。つまり、これらの販売額の高価な上級の埋葬地を、安価な下級の埋葬地に転用するよりも、現状のまま各埋葬地を販売し、拡張用の土地を購入した方が、遥かに埋葬委員会に収入をもたらす、とチャドフィールドは主張した。

利益を重視したチャドフィールドに対して、コランベルは転用案の別な利点を強調する。「提案された埋葬地の転用によって、大人の場合、追加埋葬が始まる時期を8年先延ばしできる。つまり22年を、既に埋葬された遺体のより完全な分解に充てられるのである」と指摘した。共同墓において、12才以上の大人の遺体は、埋葬後14年以内は埋葬委員会が追加埋葬することを許可されていなかった。追加埋葬が可能になる15年目であっても、追加埋葬の実施は、埋葬される遺体の問題に加えて、先行して埋葬されている遺体の分解の進行具合から躊躇があった。そのため、上級の埋葬地からの転用によって、需要の高い4級、5級の埋葬地が拡張されることで、既に遺体を埋葬された墓に、埋葬委員会が追加埋葬を始める時期が8年先延ばしできることを、コランベルは転用案の利点として評価したと言える。彼は、利益よりも、遺体への配慮を優先した。

転用案の問題としてしばしば上がる、1級と2級の埋葬地に墓を購入した者の権利侵害の懸念に関しては、レポートを作成した委員会の委員長であるジョージ・ベジックが答えた。これらの購入された墓は「他の目的に使われないように永遠に保つ」。その方策として「これまで無かったしっかりした境界壁を作る」と提案した。さらに、「各級が混在することを勧告せず、1級と2

級の埋葬地を各級毎に以前よりしっかき囲う」とした。

1級、2級、3級の埋葬地にごく僅かの遺体しか埋葬されていない、とレポートで始めて知った埋葬委員が、転用案の反対から支持に転向することもあった。こうして転用案への支持が相次ぐなか、反対する埋葬委員はチャドフィールド以外にはいなくなった。そこで「1級、2級、3級に残された埋葬地を各級間により平等に分割する」よう提議がされ、転用案を実施するこの提議は成立した。

整備案に関してはどうだったのか。レポートには、整備対象が事細かに記入されていた。しかし「これらの整備事業への支出額の見積もりがなされているか」とのある埋葬委員の問いに、「委員会は全く見積もりをしていない」とベジックが答えた。そのため、委員会が支出額を算定するまで整備に着手することは見合わされた⁽²³⁾。

レポートの提案で、今回の会合の議論を経て成立した、子供用の墓新設案と、転用案のうち、全国的に前例のない、子供用の墓新設案は、埋葬委員会の判断だけでは実施できなかったため、内務大臣に許可を求めることになった。

レポートの提案とは別に、4級、5級の埋葬地にある墓で、つまり共同墓で、前回の埋葬から一定の期間が経過した場合、故人の親戚、友人を追加埋葬できる案も、今回の会合で成立した。

レポートが検討された1月の会合から2ヵ月後の3月の埋葬委員会の会合には、政府の埋葬地査察官P・H・ホランド博士が参加した⁽²⁴⁾。彼は、埋葬委員会から内務大臣に許可申請があった、子供用の墓新設案に関して話し合うため、ロンドンからやってきた。この会合には既にある抗議文が提出されていた。それは、4級と5級の埋葬地にある墓と墓の間に、子供用の墓を新設するこの案に、埋葬委員23名が反対の意志を示す署名をしたものであった。しかも、数人の埋葬委員は、抗議文が問題を再燃させるとして、署名をしなかった。つまり、署名をした人数以上に、子供用の墓新設案には反対している埋葬委員が多かったと言える。

ホランド博士も、子供用の墓新設案に反対した。理由として、「前例がない案を推薦するのは困難であること」。さらなる理由として、その案は「埋葬地の土を駄目にする (rotten) ため、故人の親戚を追加埋葬することに危険をもたらす」ことを挙げた。というのも「ノッティンガム・ロード共同墓地の土は、遺体の分解が非常に遅々としか進まない種類の土だからだ」。前回の会合で認められた、故人の親戚、友人を追加埋葬するのに、子供用の墓新設案に従って埋葬された遺体が危険をもたらす、と言うのである。これらの反対理由を述べたホランド博士は、子供用の墓新設案に代わる子供用の墓転用案を提示する。「この墓地で実施される埋葬の3分の1は、生後12ヶ月未満の乳児の遺体である。もう3分の1は、1才以上12才未満の子供の遺体。残りの3分の1は12才以上の大人の遺体である」⁽²⁵⁾。そこで、残っている用地に墓を設置して埋葬する場合、生後12ヶ月未満の乳児の入った「非常に小さな棺4つを、ひとつの大きな墓穴に埋葬する」案と、「1才から12才未満の子供が入った小さな棺2つを、ひとつの大きな墓穴に埋葬する」案を、ホランド博士は提示した。前者の案なら乳児の埋葬スペースが約4分の1に縮小でき、後者の案なら子供の埋葬スペースが約2分の1に縮小できると、両案の意義を強調した。実現可能

性については、前者の案は既に内務大臣が認可した先例がある。後者も「内務大臣に推薦するのにさほど問題はない」ため、実現可能性が高いとホランド博士は評価した。いずれかの案の採用で、「現在の共同墓地での埋葬を10年継続できる」と推測した。ただし「10年後には」「この共同墓地の拡張か、あらたな共同墓地の建設かが必要になる」と付け加えた。

以前コランベルが提案した子供用の墓転用案では、子供用の墓の用地面積を大人のそれに比して2分の1にすることで、墓の個数を2倍にする案であった。今回のホランド博士による子供用の墓転用案では墓は、乳児ないし子供の遺体を複数埋葬するため、「大きな墓穴」を持つものの、墓の個数に変化はない。これまでのコランベルを中心とした新設案に関する議論から明らかなように、墓は遺体に対してかなりの余地を残していた。ただし、墓と墓の間に墓を新設する、新設案は、子供の墓であっても、その余地を利用して実施することは困難であった。そのため、かつての墓掘人と同様に、今回もホランド博士によって反対された。余地は新設案に耐えうるほどのものではなかった。そこで、この限りある余地を、これまでの墓よりも大きな墓、つまりより大きな墓穴を持つ墓を設置することで活用しようとしたのが、ホランド博士による子供用の墓転用案である。

続く議論では、子供用の墓新設案を推薦してきたコランベルも、ホランド博士が提示した案に賛意を表明した。ホランド博士による案が埋葬委員会の決議として採用され、従来の子供用の墓新設案は廃案となった。こうして、埋葬先の不足はいったん解消した。

おわりに

ダービー市の埋葬委員会は、自治体共同墓地が開設される2ヶ月前に、4種類の墓を設定した。共同墓、指定墓地、納体堂、カタコンベである。これらの墓のうち、共同墓、指定墓地、納体堂が主たる墓を構成した。これらの主たる墓は、5級に区分された埋葬地に重ね合わされ、ひとつの等級制度を構成した。埋葬委員会は、この等級制度に従い、墓を利用者に提供した。

埋葬委員会は、自治体共同墓地が開設されて14年後の1869年に埋葬先の不足に見舞われた。埋葬先を確保すべく、墓地を拡張するための土地購入を7教区会に申請した。しかし申請は、多くの教区会によって二度までも認可されなかった。そのため、埋葬委員会は他の方法で埋葬先を確保する必要に迫られた。埋葬委員は、様々な案を検討の俎上に載せた。これらの案に関する議論は、新たな埋葬先を発見すると同時に、墓の利用状況と利用可能性も明らかにした。つまり埋葬先の発見は、墓の利用状況と利用可能性を正確に把握することと連動していた。この把握は、埋葬先の確保が新たな土地取得という形で解決しなかったために、必要となった。

この墓地には全5級の埋葬地が設定された。各埋葬地は広さに応じて、一定数の墓の用地を設定した。この用地に、上級では僅かな数しか墓が設置されていなかったのに対して、下級では多くの墓が設置されており、限界に達していた。不足しているのは下級の埋葬地であった。

埋葬委員会は幾つもの案を検討した。埋葬地に墓の新設が不可能な級に、可能な級の埋葬地を

転用する、転用案。墓の新設が困難な級の埋葬地にある、既に遺体が埋葬された墓に、別な遺体を追加埋葬する、追加埋葬案。墓と墓の間に新たに墓を設ける、新設案。新設案ではさらに、墓と墓との間の状況から、そこに、大人より小さい子供の墓を設ける、子供用の墓新設案もあった。子供に関しては、大人用の墓を子供用に転用する、子供用の墓転用案もあった。この子供用の墓転用案は、大人の墓と比べて、用地の面積を半減させ、墓の個数を二倍にする案と、墓の個数は同じだが、乳児ないし子供の複数の遺体をひとつの、大きな墓穴に埋葬する案があった。

これらの案のなかから、埋葬委員会は複数の案を採用して、埋葬先を確保した。まず聖別地における、1級、2級、3級の埋葬地を、4級、5級の埋葬地に転用する転用案を採用した。墓に埋葬された故人と無関係な第三者を追加して埋葬できる、追加埋葬案は、規則上は一定の条件を満たした共同墓で実施可能だった。しかし、故人の関係者への配慮から埋葬委員会は実施を躊躇した。ただし追加埋葬される対象を、故人と無関係な第三者ではなく、故人の親戚、友人に限定することで、追加埋葬することを許可した。この形で追加埋葬が容認されたことは、遺体の埋葬期間が限定されている点と同様に、共同墓の共同性の発露と見なすことができる。新設案に関しては、大人の墓だけでなく、子供の墓でも、採用されなかった。ただし、新設案が度々検討されたことから明らかのように、墓と墓の間には余地があった。この余地を活用すべく、子供用の墓転用案がコランベルとホランド博士によって提示された。前者は大人の墓の用地面積を半減させるも、個数を二倍にした案を示した。後者は、乳児ないし子供の複数の遺体を埋葬した、これまでより大きな墓穴を持つ墓の案を示した。結局、墓と墓との余地の状況から、後者が採用された。

新たな埋葬先を求めて、墓地の全域を埋葬委員会は執拗に点検した。この過程において、墓地が設置された際に決められた墓の枠組みと、実際の墓の利用状況とにかなりの齟齬が発生していることに気付いた。この齟齬を上手く活用することに、埋葬委員会は苦心した。一定程度の埋葬先を手に入れた埋葬委員会は、1880年まで埋葬地を拡張するための土地を購入する必要はなかった⁽²⁶⁾。

注

- (1) 自治体共同墓地は、以下の二つの拙稿で自治体立共同墓地と表記してきたものである。「自治体」と「共同墓地」を結ぶ「立」を不要と考えたため、呼称を変更する。拙稿「19世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」『人間・環境学』第16巻、2007年；拙稿「19世紀イギリスにおける墓地—リヴァプールにおける自治体立共同墓地の建設—」『歴史文化社会論講座紀要』第6号、2009年。
- (2) James Stevens Curl, *The Victorian Celebration of Death* (Stroud, Rep. 2001, 1st edn. 2000), Chap. 3.
- (3) 埋葬法と埋葬委員会の関係については以下を参照。拙稿「19世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」137-139頁。
- (4) *Derby Mercury* (24 July 1872), p2, col. a; Anthony Delves, 'Popular Recreation and Social Conflict in Derby, 1800-1850', in Eileen Yeo and Stephen Yeo (eds.) *Popular Culture and Class Conflict 1590-1914: Explorations in the History of Labour and Leisure* (Sussex, 1981), p. 118, n. 24.

- (5) 特定の地域に限定した墓地建設については、リヴァプール教区会を例とした以下を参照。拙稿「19世紀イギリスにおける墓地—リヴァプールにおける自治体立共同墓地の建設—」。
- (6) Anthony Brundage, *England's "Prussian Minister": Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854* (University Park, 1988) [アンソニー・ブランデイジ著、廣重準四郎、藤井透訳『エドウィン・チャドウィック：福祉国家の開拓者』ナカニシヤ出版、2002年]；見市雅俊「死者の管理学—エドウィン・チャドウィックと19世紀ロンドンの埋葬問題—」『中央大学文学部紀要・史学科』第31号、1986年。
- (7) 民間共同墓地に関しては以下を参照。Julie Rugg, *The Rise of Cemetery Companies in Britain 1820-53* (University of Stirling, Ph.D., 1992)；自治体共同墓地に関しては以下を参照。拙稿「19世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」；特定の都市を対象を限定した文献として以下を参照。拙稿「19世紀イギリスにおける墓地—リヴァプールにおける自治体立共同墓地の建設—」。
- (8) *Derby Mercury* (14 March 1855), p.8, col. a.
- (9) Hugh Meller & Brian Parsons, eds., *London Cemeteries: An Illustrated Guide & Gazetteer* (Stroud, 4th edn. 2008, 1st edn. 1981) pp.49-50.
- (10) 埋葬期間を16年以上と内務大臣は埋葬法で定めた。しかし、ダービーの埋葬委員会は30年は可能と見積もった。*Derby Mercury* (14 March 1855), p.8, col. a.
- (11) Harry Butterton, *Derby: From Regency to Golden Jubilee* (Derby, 1993), p.18.
- (12) *Derby Mercury* (5 May 1869), p.5, col. d.
- (13) 同様の傾向を、埋葬可能な数は不明なものの、1869年9月30日時点での埋葬数は示している。表3参照。
- (14) 拙稿「19世紀後半イギリスにおける墓地—自治体立共同墓地新設について—」第2章。
- (15) *Derby Mercury* (15 September 1869), p.2, col. a-b.
- (16) 埋葬期間を、内務大臣は16年以上と定め、埋葬委員会は30年以上は可能と墓地開設時には認識していた。*Derby Mercury* (14 March 1855), p.8, col. a；この埋葬期間と、追加埋葬が許可される期間とがどのような関係にあるのかは不明である。
- (17) *Derby Mercury* (15 September 1869), p.2, col. c.
- (18) *Derby Mercury* (27 October 1869), p.2, col. e.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Derby Mercury* (15 Decembere 1869), p.2, col. c-d.
- (21) *Derby Mercury* (15 Decembere 1869), p.2, col. d.
- (22) *Derby Mercury* (26 January 1870), p.2, col. e.
- (23) 整備案が、その後になくなったのかは不明である。
- (24) *Derby Mercury* (9 March 1870), p.8, col. a.
- (25) 既に引用したように、「遺体の3分の1は5才以下の子供のものである」、と9月の会合でコランベルは発言した。この発言とホランド博士による発言とのいずれが正確かは不明である。
- (26) *Derby Mercury* (17 March 1880), p.2, col. a.